

良好な人間関係を築くために —ハラスメントのないキャンパスへ—

◇ はじめに

大学生である皆さんは、大学生活を送る中で、学部、学科、クラス、研究室あるいはサークルに所属して、自由闊達に様々な仲間と幅広い人間関係を築くことができます。

大学において多くの仲間と良好な人間関係を築いて行くためには、先輩、後輩、又は異性、同性の間全てにおいて、「他人に束縛されず自由で対等な関係」であること、「互いに相手の立場を尊重すること」を前提としています。

人間関係は、社会生活にとって最も重要なものです。その人間関係を良好に保つためには、「相手の立場に立って考えること」、「相手の人格を尊重すること」、この事が対人トラブルを抑止し、また、良識ある大人としてとても大切で必要なマナーと言えます。

ハラスメントのないキャンパスにするためには、一人ひとりが、“人を大切に思う気持ち”を持って相手に接することが何よりも大切です。

◇ ハラスメントとは

ハラスメントとは、「迷惑行為」や「嫌がらせ（いじめ）」を意味する言葉です。

ハラスメントは、クラス、研究室やゼミ、サークル等、学生同士の共同生活の場で、また、先輩と後輩の間でも起こります。**セクシュアル・ハラスメント**は男性から女性に対して行われることが多いのですが、女性から男性に、また同性に対して行われる場合もあります。**アカデミック・ハラスメント**は、学生間においても発生することがありますが、特に教員と学生、先輩と後輩といった権力関係の中で、多く発生します。そのほかニュース報道等で知っていると思いますが、コンパなど学生間の飲み会でその多くが発生する**アルハラ**（**アルコール・ハラスメント**=飲酒の強要等）などがあります。

学生のみなさんには、大学生活を送る中で幅広い人間関係を築いて実りある学生生活を送っていただきたいと思います。そのためにも相手の人格を否定するような言動、態度、差別的扱い、肉体的、精神的打撃を与えるなどのハラスメント行為、執拗に付きまとい不快感、恐怖感を抱かせるストーカー行為は、絶対に行ってはいけません。



◇ 相手の立場になり行動しよう

- ①互いに相手の人格を対等に尊重する姿勢を持ちましょう。
- ②適度なパーソナルスペース（対人距離）を心がけましょう。特に初対面、異性に対しては、度を越した軽薄な振る舞い、卑猥な言動、ボディータッチ、体の密着など、あなたにとっては、親しみを込めて行ったとしても、された相手方にとってその行為が不快、恐怖として感じれば、ハラスメントと受け止められます。「親しき仲にも礼儀あり」のとおり、親しい友人間においても人の気持ちを察し、節度ある振る舞いを心がけましょう。
- ③相手が自分の言動をハラスメントと受け止めているとわかったらすぐに止めて、真摯な気持ちと態度で謝罪しましょう。あなた自身やあなたの家族、或いは身近な人が受けたとしたら不快だと思う行為は慎むという心構えが大切です。
- ④反対意見や「ノー」という意思表示がないからと言って、それが合意・同意とは限りません。特に立場や地位が上の人（指導者や先輩）は十分配慮してください。意思表示がないからと言って合意があったという理屈は通じません。

◇ ハラスメントを見かけたら

①見過ごさない勇気を

ハラスメントは、閉じられた空間で発生する可能性が高いと言われています。集団内でハラスメントの存在が黙認されてしまうと、それが慣習化し徐々に環境が悪化していきます。周囲の人たちもその関係に巻き込まれてしまいます。大切な仲間が困っている、

身近な仲間が明らかにハラスメントを受けていると感じたら、救いの手を差し伸べてください。ハラスメントを見過ごさない勇気を持ちましょう。

②学内の学生相談窓口を勧める

ハラスメントについての相談を受けた場合は、必要に応じて学内に複数ある学生相談窓口のうち、本人の意向を尊重し、相談しやすい窓口を勧めてください。その際、相談された人が同行することも可能です。詳細は、大学ホームページを確認してください。

③知り得た情報の扱いは慎重に

相談内容等の知り得た情報については、プライバシーに十分に配慮し本人の意向を尊重し慎重に扱きましょう。

◇ ハラスメントの被害にあったときには

①勇気をもって毅然とした態度で

ハラスメントを受けたと感じたら、その行為が不快であること、すぐに止めてもらいたいことを、相手に直接、はっきりと伝えてください。勇気をもって自分の態度をはっきり示すことが大切です。性格的に相手にはっきりと言えないという人は、親しい友人などの第三者に相談してください。ひとりで悩みを抱え込まないようにしましょう。

②ひとりで悩まないで

ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まずに、親しい友人、クラス担任や指導教員又は学生相談窓口の相談員に連絡してください。相談窓口に来ることにためらいを感じたら、まず身近で信頼できる人に相談をしてください。相談窓口には家族や信頼できる友人、教職員と一緒に来室することもできます。

③記録を残してください

あなたが受けた言動について、「いつ、どこで、誰から、どのようなこと」かがわかる記録（自筆のメモ・メール・録音等）を残しておく、相談や申立ての際に役立ちます。

④緊急の場合は警察に連絡を

相手からの暴力行為、執拗な付きまとい（ストーカー行為）などで、心身に危険を感じたり、緊急を要する場合は、迷わず周囲の人に助けを求め、警察に連絡をしてください。

◇ 処分・措置等

【大学内の処分・措置】

ハラスメントは、人権を侵害する卑劣な行為であり、大学の規律・秩序を乱し、学生の本分に著しく反する重大な違反行為であり、絶対に許されるべき行為ではありません。**ハラスメントにより違反した者は、山梨大学学則並びに学内規程により、懲戒処分等の制裁が課されます。懲戒処分には、訓告、停学、退学等があります。**被害の状況、情状等調査した結果に基づき懲戒処分がなされます。また、被害拡大防止のための緊急措置として、加害者に対し「行動制限」、「入校停止（自宅待機）」、「部活動・サークル活動の停止」等の教育的措置が取られることもあります。

【法的処罰・措置】

大学の処分・措置とは別に、**法的な処罰・措置として、刑事上の責任（強制わいせつ罪、脅迫罪、傷害罪、名誉毀損罪等）、民事上の責任（不法行為等による損害賠償）を問われます。**

ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（警告、禁止命令等違反の場合、懲役1年以下又は100万円以下の罰金）としてその責任を問われます。そのほか、山梨県迷惑防止条例違反を問われることがあります。

軽率な行為が、取り返しのつかない事態を招くことがあるということを、肝に銘じておいてください。有罪判決（略式命令も含みます）により刑（執行猶予付も含みます）を言い渡されたならば、前科としてその事実を、一生背負うこととなります。

◇ 友人、仲間は、あなたにとって貴重な宝

ハラスメントは、人権を侵害する卑劣な行為であり、大事な仲間を傷つけ、仲間のその後の人生を大きく狂わせることになりかねません。ですから、絶対にしない、させない、やらせないという意思を強く持ってください。

学生としての本分をわきまえ、一人の大人としての自覚と良識を備え、互いに相手を尊重する高潔な振る舞いを心がけ、**今まさに大学生であるという貴重な時を謳歌し、勉学に、研究に打ち込むとともに、大学で知り得た貴重な仲間との良好な人間関係を保ち続け、あなたの輝ける未来への貴重な宝としてください。**

●「学生相談窓口案内」…大学ホームページ「在学生の方」からバナー「学生相談窓口」へアクセス
(<http://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/2455>)